

長野県上伊那広域水道用水企業団最低制限価格制度要綱

平成21年9月29日
告示 第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、長野県上伊那広域水道用水企業団が発注する建設工事及び測量等業務(建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務をいう。以下同じ。)の競争入札に最低制限価格を設けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第2条 最低制限価格を設ける入札は、建設工事及び測量等業務に係る一般競争入札又は指名競争入札とする。ただし、企業長が最低制限価格を設ける必要がないと認めたものは、この限りでない。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、入札価格が低い者から順に入札者数の10分の8までのものの平均入札金額に10分の9(測量等業務にあつては10分の8)を乗じて得た額(1円未満の端数がある時は、これを切り上げる。以下「平均制限価格」という。)とする。ただし、平均制限価格が当該予定価格に10分の8.5(測量等業務にあつては10分の7)を乗じて得た額(1円未満の端数がある時は、これを切り上げる。以下「予定制限価格」という。)に満たない場合にあつては、予定制限価格を最低制限価格とする。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者の数が5に満たないときは、予定制限価格を最低制限価格とする。

(入札者への周知)

第4条 企業長は、最低制限価格を設ける場合には、次に掲げる事項を入札の公告又は指名競争入札通知書に明示するものとする。

(1) 政令第167条の10第2項の規定の適用があること。

(2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は、落札者(一般競争入札(事後審査方式)の場合は、第1順位の落札候補者。以下同じ。)とならないこと。

(入札経過書への最低制限価格の記載)

第5条 第3条の規定により最低制限価格が算出されたときは、入札経過書に当該最低制限価格を記載するものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を設けた入札の落札者は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年9月29日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知を行う入札から適用する。